

報告第1号

市税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、市税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年1月27日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、市税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月23日

久慈市長 遠藤 譲 一



市税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市条例第37号

市税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第85条の2第2項第2号及び第125条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第134条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年久慈市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第2号

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年1月27日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月23日

久慈市長 遠 藤 譲 一

写

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年12月23日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市

久慈市条例第38号

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久慈市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年久慈市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

報告第3号

久慈市監査委員条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市監査委員条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年1月27日提出

久慈市長 遠藤 譲一



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、久慈市監査委員条例の一部を改正する条例について、同法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月23日

久慈市長 遠 藤 讓 一

写

久慈市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

久慈市長

遠藤讓一

久慈市

久慈市条例第39号

久慈市監査委員条例の一部を改正する条例

久慈市監査委員条例（平成18年久慈市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

報告第4号

消防団員による草刈り作業中の設備損傷事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分の報告について

消防団員による草刈り作業中の設備損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和6年12月23日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 下閉伊郡山田町豊間根 9-86-1

氏名 株式会社 青松 代表取締役 沈 松三

3 損害賠償の額 9,240 円

4 和解の内容

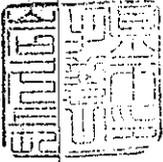
損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和6年11月10日午後3時00分頃、久慈市長内町第18地割地内において、久慈市消防団第3分団の団員が、消火栓付近の草刈り作業中に誤って、相手方が所有する資機材倉庫に付帯する監視カメラの配線を切断し、損害を与えたものである。

令和7年1月27日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

久慈市長 遠藤 譲一

乙 下閉伊郡山田町豊間根 9-86-1

株式会社 青松 代表取締役 沈 松三

(2) 日 時 令和6年11月10日 午後3時00分頃

(3) 場 所 久慈市長内町第18地割地内 ((株)青松 資機材倉庫付近)

(4) 概 況

上記日時、場所にて、久慈市消防団第3分団の団員が、消火栓付近の草刈り作業中に誤って、乙が所有する資機材倉庫に付帯する監視カメラの配線を切断し、損害を与えた。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた乙の設備損害に対し、甲は9,240円を別紙損害明細書のとおり支払う。

(2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。

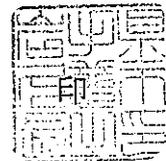
(3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和6年12月23日

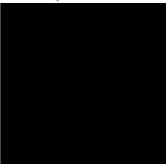
甲 久慈市

久慈市長 遠藤 譲一



乙 下閉伊郡山田町豊間根 9-86-1

株式会社 青松 代表取締役 沈 松三



別紙

損害明細書

事故当事者	甲	乙
損害額	① 0 円	② 9,240 円
責任割合	③ 100 %	④ 0 %
甲・乙の責任額	⑤ 9,240 円	⑥ 0 円
決済方法	⑦ 甲は乙に対して本事故による設備損害額 9,240 円の金額を支払う。	